明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**三四）　一
○水道法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一四八）　六
○放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令（**国土交通**九〇）　七

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**総務**四二〇）　七
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（**同**四二一）　四
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（**同**四二二）　四
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**厚生労働**四一八）　九
○地方厚生局長が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**同**四一九）　一〇
○船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示（**国土交通**一三八六）　一三
○港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する件（**同**一三八七）　三〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
独立行政法人工業所有権情報・研修館平成二十九事業年度財務諸表関係　二四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　二六七
会社その他
会社決算公告　二六九
二七三

省令

○文部科学省令第三十四号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第九条の二第五項、別表第一備考第一号及び別表第三備考第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十六日

文部科学大臣　柴山　昌彦